

有害ごみを収集します!

川北 10月 8日(第2水曜日)

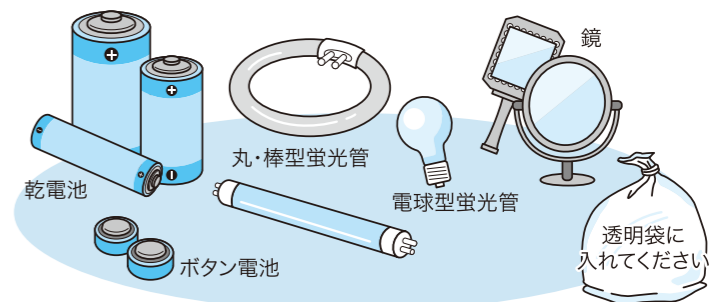
川南 10月22日(第4水曜日)

有害ごみの出し方・指定場所

町では年2回(10月、3月)家庭から出る有害ごみの収集を行っています。

家庭から出る有害ごみとは、乾電池、蛍光灯、鏡などの通常のごみとは異なる処理が必要なものをいいます。

収集場所は、下の有害ごみ指定場所の表のとおり、各区で決まっています。



出し方(注意事項)

- 種類ごとに分別し、それぞれ透明袋に入れてください。
- ・蛍光灯は箱やケースから取り出し、袋に入らない長さの棒型蛍光灯はひも等で上下を束ねて出してください。
- ・電子体温計はボタン電池のみ収集します。本体は「不燃ごみ(資源)小型家電」へ出してください。
- ・白熱球(電球)は「不燃ごみ(資源)ピン類」に出してください。
- ・その他、各地区のルールに従ってください。

有害ごみ指定場所

区	川北指定場所
市街地	本町 本町会館
	中町 山喜屋前不燃物収集所、中町会館
	栄町 栄町会館
	武町 武町会館
	茅町 茅町会館
	花町 花町会館
西部	六供 六供公会堂、旧寄居保育所駐車場
	常木 常木区民会館
	菅原 菅原公会堂
	本宿 本宿集会所
	末野2 竹原踏切横集積所
	末野3 末野集落センター
	末野4 末野集落センター
	金尾 金尾公会堂
	風布 元風布分校跡地
	本村 本村公会堂
桜沢	岩崎 岩崎公園不燃物収集所
	中小前田 中小前田公会堂
	山崎 桜沢コミュニティセンター前
	南飯塚 南飯塚公会堂
用土	上組 上組公会堂
	用土1 用土1区公会堂、グリーンガーデン寄居寮・ホンダ
	用土2 寄居町農業ふれあいセンター
	用土3 用土3区公会堂
	用土4 用土4区公会堂
	用土5 用土5区公会堂東ごみ集積所
	用土6 用土6区公会堂
	用土7 用土7区公会堂
	用土8 用土8区公会堂
	用土9 用土9区公会堂
	用土10 用土10区公会堂
	用土11 用土11区公会堂
用土12 用土12区公会堂	

問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線221・222)へ。

区	川南指定場所
折原	折原上郷 上郷公会堂
	折原下郷 下郷集荷所
	上平・下小路 上平・下小路公会堂
	立原 立原公民館
	秋山 旧秋山公民館
	三品 立ッ板橋脇不燃物収集所
	平倉 平倉公会堂
	山居 山居公会堂
	栃谷 栃谷公会堂
	五ノ坪 中島板金前不燃物収集所
鉢形	木持 木持公民館不燃物収集所
	上の町 上の町公民館
	内宿 内宿公民館
	関山 関山歩道橋下不燃物収集所
	上の原 上の原公民館
	立ヶ瀬 立ヶ瀬区公民館
	露梨子 露梨子公会堂
	保田原 セントラルモーターズ東不燃物収集所
	小園 元蚕共同飼育所脇不燃物収集所
	三ヶ山 サイモクホーム脇不燃物収集所
男衾	男衾下郷 下郷公会堂
	塚越 塚越集落センター
	伊勢原 伊勢原公会堂
	谷津 谷津不燃物収集所
	蔵田 蔵田不燃物収集所
	中郷 中郷不燃物収集所
	男衾上郷南 上郷南公会堂、上郷南山沢地区集積所
	男衾上郷北 上郷北公会堂
	赤浜 八幡神社
	塚田 塚田集落センター
	牟礼 大字牟礼字金井地内ごみ集積所
	今市 高蔵寺会館
鷹ノ巣 鷹ノ巣不燃物収集所	
西古里 西古里集会所	

建築物所有者・管理者の皆さんへ 耐震診断・耐震改修はお済みですか?

9月1日は防災の日です。この日は、関東大震災の大惨事を忘れないため、また台風が多い時期であることから、防災に対する人々の意識高揚を図るために制定されたものです。

皆さんの防災意識を「自分で所有・管理している建築物へ向けてみませんか。」

記憶に新しい東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)では、津波による被害が目撃されていますが、地震による直接的な被害を受けた建築物や周辺構造物も多かったことから、建築物の耐震性や建物内の安全性確保の重要性が認識されています。

また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)によつて奪われた尊い命の9割が、住宅や建築物の倒壊等による圧迫死でした。

建築物の被害傾向を建築時期で見ると、昭和56年改正『建築基準法』の耐震構造基準で設計される以前の建築物では大きな被害が多く、それ以降の建築物では無被害、または小さな被害が多かったと報告されています。

このことから、地震による大きな被害を受けまいよう、建築物に対する十分な安全対策が必要であることがわかります。まずは建築物の耐震診断を

行って耐震性を確認することで、ご自分が所有・管理している建築物が現在どのような状況にあるのかを把握することが大切です。耐震についての制度等をぜひご利用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。

◆木造住宅耐震診断助成金

町では、住宅耐震診断を行う方に経費の一部を助成しています。

対象/町内に住所を有し、対象住宅を所有、または居住している方

対象住宅/町内にある木造住宅で、次のすべてに該当するもの

- ・昭和56年以前に建築された一戸建て住宅、または併用住宅
- ・地上2階建て以下で、在来工法により建築された住宅

対象となる耐震診断/一級建築士・二級建築士・木造建築士が行う地震に対する耐力診断(一般診断)

助成額/対象経費の2分の1(限度額25,000円)

申請方法/耐震診断を実施する前に所定の手続きが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ/都市計画課(☎581・2121内線243)へ。

◆木造住宅無料簡易耐震診断

県では、木造住宅の無料簡易耐震診断を行っています。

対象/昭和56年以前に建築した1・2階建て木造住宅で、延べ面積500㎡以下のもの

申し込み/申込書(県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/muryoushindan.html> または埼玉県熊谷建築安全センターで入手)に必要事項を記入し、図面(建築確認申請書類等)と一緒に提出してください。

その他/診断結果後、提出された書類を返却します。郵送で返却を希望する場合は、お申し込みの際に切手を貼った返信用封筒をご用意ください。

問い合わせ/埼玉県熊谷建築安全センター(熊谷県土整備事務所内、熊谷市新堀500、☎533・8776)へ。

◆その他

◆埼玉県民間建築物耐震改修補助制度
多数の方が利用する建築物や、地震による倒壊等で緊急輸送道路を塞ぐ恐れのある建築物に、耐震化の費用の一部を補助しています。

◆民間建築物の耐震化融資制度
県内3金融機関(埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉信用金庫)で、耐震診断および耐震改修を行う費用を、所定金利より低減した利率で融資を受けることができます。

◆埼玉県耐震サポーター登録制度
本制度で登録していただいた建築士事務所および施工業者を県のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/shinsai/taishin-supporter.html>)で掲載しています。耐震性に関する相談や耐震化の実現に向けた検討を安心して行うことができます。

問い合わせ/県都市整備部建築安全課(☎048・830・5527)へ。

町では、皆さんがお住まいの住宅や多数の方が利用される特定建築物の耐震化を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることで、安全なまちをつくることを目的に「寄居町建築物耐震改修促進計画」を平成23年度に策定しました。町公式ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ/都市計画課(☎581・2121内線243)へ。